

陳 情	受 理 番 号	181	受 理 年 月 日	令和3年3月12日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	医療的ケア児の入園・入学に関する陳情書					

医療的ケア児の入園・入学に関する陳情書

【陳情趣旨】

那覇市において、医療的ケア児は入園が困難であると、入園前健康診断書と内定通知書に記載されています（別紙1.2参照）。医療的ケア児の「原則教育保育困難」は、「障害を理由とする不当な差別」であり、安心して地域の中で子どもたちと集団の中で一緒に発達できる権利を奪ってしまいます。子どもたちがどんな学び、育ちの場においても、保護者の付き添いを強いるなどの条件を付けず、環境整備、合理的配慮を行うことは、インクルーシブ教育を目指す特別支援教育の本来の在り方であり、行政の責務です。

また医療的ケア児等の受け入れに関して、幼稚園・認定こども園だけでなく、小・中・高等学校等においても同様に、地域の学校から排除されている現状があるのではないかと危惧しております。

そこで、内閣府（認定こども園）・厚生労働省（保育園）・文部科学省（幼稚園小・中・高等学校）管轄ごとの縦割りの対応ではなく、連携し包括的に医療的ケア児の入園・入学の権利を保障し、早急に支援体制を整えてくださるよう、お願い申し上げます。

以上のことから、下記事項を要望します。

記

- ① 即時入園入学前審査時の差別的な適格判定項目をなくす事。
- ② 医療的ケア児等が保育園等児童福祉施設、及び幼稚園、小・中・高等学校、高等教育機関等へ入園・入学を希望する際には必要な環境整備の上、入園・入学を認める措置を講じる事。
- ③ 国の施策の情報も得ながら、那覇市として医療的ケア児等の入園・入学に関して、内閣府（認定こども園）・厚生労働省（保育園）・文部科学省（幼稚園・小・中・高等学校）管轄ごとの縦割りの対応ではなく、連携し包括的な対応をとるための措置を講じる事。
- ④ 保護者等の同伴を入園・入学の条件としない事。
- ⑤ 看護師や介助者雇用のための予算確保を含めた措置を講じること。その際安定したケアができるよう看護師等のチーム体制をとる等雇用環境を整える事。
- ⑥ 医療的ケア児であっても保育士、教諭等様々な職域の人がそれぞれの役割を果たしながら子どもたちの集団の中で関わりが持てるように研修を実施する事

以上の対応を2022年度中に漸次行い、2023年度まで完全に実施されるよう、要望します。

保護者の皆様におかれましては、受診される際に、事前に医療機関に予約を入れる等、新型コロナウイルス感染症の予防にご留意くださいますようお願いいたします。

入園前の健康診断書（入所内定児童用）

住所 _____

氏名 _____ (男・女)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

1. 児童の発育状況 ※下記のあてはまるものに○をつけてください

- (1. 良好 ○
2. 気になる点（具体的に）)

2. 保育の実施について（①②③④のいずれかを選んで、✓を入れてください）

☐ ①通常保育が適当（他の児童との相互接触・交流に特に問題はない）

☐ ②保育の際に特別な配慮が必要（☒がある場合は、下記の（1）～（5）を選んで☒を入れ、
[]に必要な配慮を記入してください）

- ☐ (1) 医療行為以外の服薬がある []
☐ (2) 食物アレルギーがある []
☐ (3) アナフィラキシーがある []
☐ (4) 食物以外のアレルギーがある []
☐ (5) その他 []

☐ ③医療ケア（医療的生活援助行為）を伴う保育が必要

(医療ケアの内容：)

☐ ④集団保育は不可

(不可の理由（感染の懸念など）：)

年 _____ 月 _____ 日

医療機関名・住所

医師名

印

※本様式は、発達支援保育申請のための診断書の様式ではありません。

《保護者の方へ》

- ・医療ケアが必要な場合、施設での教育保育は原則困難となります。
- ・この診断書に関するお問い合わせは、内定している園へお願いします。

《お医者様へ》

- ・この診断書は、入所の可否の資料として使用します。

令和2年12月 日

様

小学校に隣接する認定こども園の内定について

申込みのありましたこども園について、お子さまの令和3年4月1日入園が**内定**しました。次の日程で児童面接・入園説明会を行いますのでご出席ください。指定日時に都合がつかない場合は園へ直接ご連絡ください。

児童名			
内定施設名	【公立】	支給認定(予定)(※)	
給食費	市徴収 【給食費】 給食費の減免については別紙参照		
児童面接	こども園のお申込みの際に児童面接を終えていない方は、内定したこども園にご連絡して日程調整をお願いします。		
入園説明会	令和3年	※児童は参加不要です。	

(※) 支給認定(予定)が1号認定の方で2号認定を希望する場合は、1/4～2/26に要件書類をこどもみらい課へご提出ください。

提出が必要な書類(☑のついている書類のみ)

提出物の名称	提出物の詳細	提出先	提出期限
☒ 内定通知	この書面（※提示のみ。園での回収は不要です）	上記の こども園	児童面接 または 入園説明会の 当日まで
☒ 児童票	両面とも保護者様でご記入ください。		
☐ 食物アレルギー診断書 (対象者のみ)	かかりつけの小児科や内科で記入が必要です。		那覇市 こども みらい課 (郵送可)
☒ 保育所等健康診断書 (入所児童用)	かかりつけの小児科や内科で記入が必要です。アレルギー除去食などが必要な場合は、別途書類が必要な場合がありますので、 <u>受診前</u> に園へお問い合わせください。		
☐ ひとり親の挙証資料 (児童扶養手当を受給していない方)	次のいずれかの提出が必要です。 ☐ 戸籍謄本 ☐ 母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し	那覇市 こども みらい課 (郵送可)	令和3年 2月26日(金)
☐ 市民税額が確認できる もの (給食費減免に該当する方のみ)	・ 令和2年度 市区町村民税の課税証明書(全項目入り) ※令和2年1月1日時点で那覇市外に住所があり、那覇市こどもみらい課で市民税額の確認ができなかった保護者様の分が必要です。 ・ 収入申告を行っていない方 令和2年1月1日時点で住所があった市区町村で収入申告(平成31年1～12月分の収入)をして、申告した旨をこどもみらい課へご連絡ください。		
☐ その他（ ）			

【注意事項】

- ★内定を辞退する場合は、1/8(金)までに必ず園とこどもみらい課の両方へご連絡ください。
- ★今回のこども園申込みと並行して令和3年4月の保育所等で内定が出た方は、本内定は取消となります。
- ★以下のような場合は**内定取消**となる場合がありますのでご注意ください。
 - ・指定された期日までに園での児童面接を受けなかった場合
 - ・児童面接の結果、集団保育が困難と判断された場合
 - ・申込内容に虚偽がある場合、または申込内容と内定時の状況に変更がある場合
 - ・那覇市外へ転出した場合、または入所月の前月24日までに那覇市への転入が確認できなかった場合

那覇市こどもみらい課 保育グループ 電話：098-861-6903